

監 査 報 告 書

令和 7 年 6 月 19 日

公立大学法人長野県立大学

理事長 佐藤 慎次郎 様

公立大学法人長野県立大学

監 事 中 爲 知 文

監 事 小 川 直 樹

私たち監事は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び第 34 条第 2 項の規定により、公立大学法人長野県立大学の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの第 7 期事業年度における業務及び会計について監査いたしました。その結果について、以下の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、公立大学法人長野県立大学監事監査規程に従い、理事会に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、また、重要な文書を閲覧し、業務実施の状況を調査しました。さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、純資産変動計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書（以下、「財務諸表」という。）並びに決算報告書、事業報告書、業務実績報告書について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用については、指摘すべき事項は認められません。
- (3) 理事の業務遂行に関しては、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を適正に示しているものと認めます。
- (5) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 事業報告書は、法人の事業運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (8) 業務実績報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上